

第1条 （目的）

この規程は、当法人の定款第3章に基づき、会員に関する事項を定める。

第2条 （会員の種別）

当法人の会員は、個人正会員、法人正会員、法人登録会員の3種とする。

第3条 （入会の申込）

当協会に入会しようとする者は、次の入会申込手続きを要する。

(1) 個人正会員

個人正会員として入会しようとする者は、理事長が定める個人正会員入会申込書に会員倫理規程遵守の誓約書及び入会金及び年会費を添えて事務局に提出し、理事長に申し込まなければならない。

(2) 法人正会員

- ① 法人正会員として入会しようとする法人又は団体は、当該法人の登記簿謄本写し及び会社概要等の法人の活動状況を判断できる資料を添えて理事長が定める法人正会員入会申込書を事務局に提出し、理事長に申し込まなければならない。
- ② 法人正会員として入会を申し込んだ者は、入会の申込をした後、理事会が定める面談を受け、入会誓約書を提出しなければならない。
- ③ 法人正会員として入会を申し込んだものは、理事会の入会承認後、入会金及び年会費を納入しなければならない。

(3) 法人登録会員

- ① 法人登録会員として入会しようとする者は、入会承認された法人正会員が、法人登録会員登録申請書及び当該法人登録会員の会員倫理規程遵守の誓約書を事務局に提出して理事長に申し込むことをもって、入会の申込とする。
- ② 法人正会員は、法人登録会員との雇用関係について事務局が事実関係を求めた場合は、両者の関係を証明できるものを提出しなければならない。

第4条 （入会審査の基準）

理事会は、入会の申込に対して、次の基準及び次項に定める基準に従い、その可否を審査して決定しなければならない。

(1) 個人正会員

- ① 当協会の目的に賛同して入会しようとする個人で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。
- ② 年齢、性別、国籍、職業の有無等は問わない。

(2) 法人正会員

- ① 当協会の目的に賛同して入会しようとする法人又は団体で、会員倫理規程の遵守を誓約する者。
- ② 経営又は運営の継続性、安定性が見込めること。

(3) 法人登録会員

法人正会員として入会しようとする法人又は団体の役員又は従業員であって、当該法人又は団体が登録した個人で、当協会の目的に賛同し、会員倫理規程の遵守を誓約する者。

2 暴力団等反社会的団体に所属する当協会の会員としてふさわしくない者の入会は承認しない。

第5条 （再審査）

法人正会員にあって、入会承認後に株主構成、経営者、事業内容等、経営又は運営に関する重要な変更があった場合は、入会の再審査を行うことができる。

第6条 （入会承認の取消し）

入会承認後、次に該当する場合は、理事会の決議により当該会員の入会承認を取り消すことができるものとする。

- ① 入会申込書及び入会時の提出資料の記載内容に故意による虚偽があると認められたとき
- ② 入会審査の基準に反することが明らかになった場合

第7条 (入会の通知)

入会の申込について理事会がその可否を決定した後は、理事長は入会を申し込んだ者に対して、その結果を速やかに通知しなければならない。

第8条 (入会の時期)

- 1 個人正会員は、理事長が入会を通知したときをもって入会とする。
- 2 法人正会員は、理事会の入会承認後入会金及び年会費を納入し、理事長が入会を通知したときをもって入会とする。
- 3 法人登録会員は、理事長がその所属する法人正会員に通知したときをもって入会とする。

第9条 (会員カードの交付、有効期限)

- 1 会員（法人正会員を除く。）には、入会時に有効期限を記載した会員カードを交付する。
- 2 当協会認定の資格取得者に対しては、会員カードと一体型の資格認定カードを交付する。
- 3 会員カード及び資格認定カードの有効期限は、入会日または、更新日から同年度の3月末日までとする。

第10条 (会員の権利)

会員（法人正会員を除く）は、会員カードの有効期限内において、当協会が会員に対して行う次のサービスを受けることができる。

- ① 当協会が「生育」認定する民間企業による運営・発行の資格の取得
 - ② 機関誌等の当協会の刊行物配布
 - ③ 当協会主催のセミナー、講演会などの参加費の会員割引
 - ④ 当協会主催の会員のつどいなどのイベントにおける販売商品の会員割引
 - ⑤ 法人正会員のショップ及びスクールでの会員優遇制度
 - ⑥ その他当協会が会員に対して行う各種サービス
- 2 法人正会員は、当協会が会員に行う次のサービスを受けることができる。
 - ① 機関誌等の当協会の刊行物の配布
 - ② 協会主催行事への出展
 - ③ 協会公式サイトの関係ページへの情報の掲載
 - ④ その他当協会が法人正会員に対して行う各種サービス

第11条 (会員の義務)

- 1 会員は、社員総会が別に定める会員倫理規程を遵守しなければならない。
- 2 会員は、登録内容を変更する場合は、速やかに理事長が定める変更手続きを行うものとする。

第12条 (会員更新手続き)

- 1 会員は、毎年度初めまでに理事長が定める会員更新手続きをしなければならない。
- 2 会員更新手続きをしない間は、その会員の資格は停止し、当協会が会員に対して行う諸サービスを受けることはできない。
- 3 更新の可否については、第4条第2項を準用する。

第13条 (法人登録会員への印刷物等の送付)

- 1 法人登録会員に対する機関誌、協会主催の行事の案内等は、当該法人正会員（窓口担当者）宛に一括して送付するものとする。
- 2 法人正会員は、前項の送付物を自らの責任をもとに、各法人登録会員に配布するものとする。

第14条 (法人登録会員の移動)

法人正会員は、法人登録会員の退職等移動がある場合は、所定の変更届を提出するとともに、当該法人登録会員が、個人正会員へ切り替えるか否かの意思を確認し、事務局に報告しなければならない。

第15条 (入会金及び会費)

- 1 入会金及び年会費は下記の通りとする。

	入会時期	入会金	初年度年会費	2年目以降年会費
個人正会員	4月～翌年3月	8,000円	0円	5,000円
法人正会員	4月～翌年3月	100,000円	18,000円	18,000円

(不課税)

2 法人正会員は、上記年会費のもとで、法人登録代表者の他に法人登録会員を5名まで登録することができる。ただし、理事会の承認を得て6名以上の法人登録会員の登録を行う場合は、理事会が別に定める年会費を納入しなければならない。

第16条 (会員資格の喪失)

1 会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

① 退会したとき

② 死亡したとき、失踪宣告、成年後見の審判又は破産宣告を受けたとき、又は会員である法人若しくは団体が消滅したとき

③ 除名されたとき

2 会員資格（法人正会員を除く。）を喪失したときは、当協会の認定を喪失する。

第17条 (退会)

1 会員は、退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

2 会費を6ヶ月以上滞納したときは、退会したものとみなすことができる。

第18条 (除名)

会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会において出席した総社員の3分の2以上の議決により、これを除名することができる。ただし、議決の前に当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

① 当協会の定款又は規則に違反したとき

② 当協会の名誉を傷つけ、又は当協会の目的に反する行為をしたとき

③ その他当協会の会員としてふさわしくない行為をしたとき

第19条 (既納の入会金、会費等)

既納の入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。」

第20条 (変更)

この規程の変更は、社員総会の決議によるものとする。

第21条 (理事会への委任)

この規程を実施するための事項及びこの規程に定めのない事項は、理事会が定める。

附則

1 この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附則

1 この規定は、平成29年4月1日から施行する。